

令和3年度

「富岳」成果創出加速プログラム

公 募 要 領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和3年4月

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	2
(1) 対象機関	2
(2) 申請者	3
(3) 対象とする領域	3
(4) 成果発表・社会実装・人材育成、広報普及・アウトリーチ	5
(5) 自己評価指標	5
(6) 採択予定件数	6
(7) 実施期間	6
(8) 重複申請の制限	6
(9) 実施予定額	7
(10) 補助対象経費	7
(11) 補助金に係る留意事項	11
(12) 報告書及び評価	11
3. 審査の方法	12
(1) 審査体制	12
(2) 審査方法	12
(3) 審査の観点	12
(4) 選定結果の通知	15
(5) 交付手続等	15
(6) 交付決定の変更	16
4. 申請の方法	17
(1) 申請書類	17
(2) 申請方法	17
(3) 申請期間	17
(4) 留意事項	17
(5) 公募説明会	18

5. e-Radの利用方法	19
(1) 事前登録	19
(2) 申請	19
(3) 操作方法	20
(4) e-Radの操作方法に関する問合せ先	20
(5) 利用可能時間帯	20
(6) e-Rad上の課題等の情報の取扱い	21
(7) 内閣府への情報提供	21
(8) 研究者情報のresearchmapへの登録	21
6. 留意事項	22
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	22
(2) 不正使用及び不正受給への対応	23
(3) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	25
(4) 関係法令等に違反した場合の措置	25
(5) 府省共通経費取扱区分表について	25
(6) 費目間流用について	26
(7) 年度末までの研究期間の確保について	26
(8) 研究設備・機器の共用促進について	26
(9) 博士課程学生の処遇の改善について	27
(10) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	29
(11) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	29
(12) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	30
(13) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	30
(14) 社会との対話・協働の推進について	31
(15) 論文謝辞等における体系的番号、利用計算機資源の記載について	32
(16) 帳簿や証拠書類の電磁的記録による保管について	33
(17) 競争的研究費改革について	33
(18) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備	

.....	3 3
(19) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン （実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリス ト」の提出	3 3
.....	3 3
(20) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライ ン」に基づく体制整備	3 4
.....	3 4
(21) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライ ン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出	3 5
.....	3 5
(22) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライ ン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置	3 6
.....	3 6
(23) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務	3 8
7. 問合せ先	4 0
8. スケジュール（予定）	4 0

1. 事業の目的

スーパーコンピュータは、理論・実験・観測と並ぶ科学技術の第三の手法であるシミュレーションのための強力なツールとして、我が国の競争力の源泉となる先端的な研究成果を生み出す研究開発基盤であるとともに、様々な分野の共通基盤技術となりつつあるビッグデータの処理・解析やデータ同化（シミュレーションに観測データを取り込む手法）のための重要なツールである。また、令和2年（2020年）から世界的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、感染症対策は世界的に喫緊の課題となっている。さらに、感染拡大に伴い、研究開発のデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という）が社会的に強く要請されている。こうした社会的な課題の解決にスーパーコンピュータは必要不可欠である。

このように、世界最高水準のスーパーコンピューティング技術は、科学技術の振興、産業競争力の強化、国際貢献、安心・安全の国づくり等の実現に不可欠な国家の基幹技術である。また、第5期科学技術基本計画で提唱され、それ以降、我が国の科学技術イノベーション政策の中核コンセプトとなっているSociety 5.0の実現のためにも欠くことのできないものとなっている。我が国が開発したスーパーコンピュータ「富岳」（以下、「富岳」という）は、令和3年（2021年）3月より共用を開始したところで、現時点において世界トップの性能を有するシステムであるとともに、Society 5.0等の実現のための大規模計算基盤である。我が国が実施する他の研究開発プロジェクト、産業界、行政組織等との連携体制を構築しながら、「富岳」を用いた最先端の科学的成果創出や成果の社会実装を強力に推進する必要がある。

『「富岳」成果創出加速プログラム』（以下、「本事業」という）は、上記の目的を達成すべく、「富岳」を活用し、国家的に取り組むべき社会的・科学的課題の解決に資するアプリケーション開発及び研究開発に取り組み、

「富岳」の共用開始の早期から世界を先導する成果を創出することを支援するため、文部科学省が令和2年度から実施している事業である。

2. 事業の概要

令和3年度の公募では、「富岳」を用いたこれまでにない新しい研究課題への挑戦、特に新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策や、DX（AI、データサイエンスの活用等を含む）により、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな科学的・社会的課題の解決に貢献する研究課題を採択し、中・長期的に「富岳」の特性を十分に活用し画期的な成果を創出することを目指す。

（1）対象機関

本事業における補助対象機関は、以下に掲げる（イ）代表機関とする。ただし、以下に掲げる（ウ）協力機関が代表機関と協力して本事業を実施しても構わない。なお、協力機関は必須ではない。

（ア）領域総括

文部科学省は、（3）に掲げる4領域を総括し、領域を超えた課題間の連携等の促進を図り、事業全体で成果の最大化を図るため領域総括を置く。

領域総括は、国家としての中長期的な科学技術戦略も視野に入れて、各研究課題の研究進捗状況の把握・評価、研究課題ごとの成果創出、領域を超えた研究課題（令和2年度から継続している課題を含む）間の連携の促進に向けた取組を行うとともに、本プログラムの推進方針や各研究課題への予算・計算資源の配分案、各領域で得られた成果や生じた課題の中で、他の領域でも応用可能なもの（シミュレーションとデータ科学の最適な融合手法、データマネジメント上の共通課題など）の横展開等について、各課題に対して助言を行うとともに、文部科学省が設置する有識者委員会（「富岳」課題推進ワーキンググループ）への提案等を行う。なお、個別課題の研究開発課題責任者との兼任は不可とする。

また、領域総括会議は、以下に掲げる（エ）管理法人が設置・運営する。

（イ）代表機関

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関

- ・その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

なお、代表機関は、以下に掲げる要件を満たすこと。

- ・ 本事業の実施に必要な事務手続きを行うことが可能であること。
- ・ 領域総括や管理法人、協力機関と連携し、本事業の円滑な実施に寄与できる体制が整っていること。

（ウ）協力機関

以下に掲げる機関であって、代表機関と共同研究契約等を締結している、又は締結する予定の機関。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

（エ）管理法人

本事業を実施するにあたって必要となる事務手続き、各代表機関と領域総括や文部科学省との間の連携体制の維持、領域総括会議の運営、個別課題で開発されたアプリケーションや得られた成果の効果的な広報、普及活動などにあたる機関。また、「富岳」登録施設利用促進機関等と連携し、個別課題間の連携促進や人材育成に資する業務を行う。文部科学省が本公募とは別途選定する。

（２）申請者

本事業における申請者は、代表機関の長とする。

また、代表機関に所属する者の中から、課題の推進に責任を持つ研究開発課題責任者を、文部科学省及び管理法人との事務連絡を速やかに行うことができる事務連絡担当者をそれぞれ指定するものとする。

（３）対象とする領域

１．事業の目的を踏まえ、以下の４領域を設定する。代表機関は、いずれか１つの領域を選定して申請する。

① 人類の普遍的課題への挑戦と未来開拓

主な分野：基礎科学（人文・社会科学を含む）

R3年度公募の目的：「富岳」を用いた計算科学やデータ科学等による、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に資する科学的に卓越した成果や、研究開発のDXによる科学的に卓越した成果の創出（下記②③の「主な分野」に係るものは除く）

選定にあたり重視する観点：国際的な観測チームや人文・社会科学分野を含むフィールドワーク事業、基礎となる元データを創出する主体との連携体制の構築を重視する。「富岳」の機能・性能を活用する新たなアプリケーションの開発、既存の計算科学の分野にとらわれない新たな研究分野の創出を重視する。

② 国民の生命・財産を守る取組の強化

主な分野：医療、地震、気象、防災・減災、社会インフラ、社会系応用

R3年度公募の目的：「富岳」を用いた計算科学やデータ科学等による、新型コロナウイルス感染症等に係る創薬、医療技術開発や感染症対策、DXによる、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新たな社会インフラ構築に資する成果の創出

選定にあたり重視する観点：基礎となる元データを創出する主体との連携や、国の他の研究開発プロジェクトや行政組織等との連携、国民の目に見える成果創出に向けた連携体制構築を重視する。「富岳」の機能・性能を活用する新たなアプリケーションの開発、既存の計算科学の分野にとらわれない新たな研究分野の創出を重視する。

③ 産業競争力の強化

主な分野：ものづくり、サービス、材料、エネルギー、政策立案

R3年度公募の目的：「富岳」を用いた計算科学やデータ科学等やDXによる、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新たなものづくりやサービス等産業界の具体的課題の解決、政策立案等の強化に資する成果の創出

選定にあたり重視する観点：成果創出に向けた体制として、産業界や研究機関とのコンソーシアムによる課題やマッチングファンド方式なども含めることを想定。ものづくりやことづくりを結びつけて新たな価値を創出する産業の革新や変革を生み出し、支える新たな制度を設計・実証するための政策立案も含めた幅広い課題を対象とする。「富

「富岳」の機能・性能を活用する新たなアプリケーションの開発、既存の計算科学の分野にとらわれない新たな研究分野の創出を重視する。

④ 研究基盤

主な分野：システムソフトウェア開発、計算・データ科学基盤技術開発
R3年度公募の目的：「富岳」を用いた計算科学とデータ科学の融合等による、研究開発のDXや新しい科学パラダイムの創出に資する基盤技術の開発

選定にあたり重視する観点：「富岳」の機能・性能を活用する新たなアプリケーションの開発、既存の計算科学・計算機科学の分野にとらわれない新たな研究分野の創出を重視する。

(4) 成果発表・社会実装・人材育成、広報普及・アウトリーチ

本事業により得られた知見については積極的に公開する。特に課題実施期間中少なくとも年1回は本事業で得られた成果を報告する成果報告会もしくはシンポジウムを開催するものとする。

社会的課題の解決を目指した課題については本事業により得られた成果の社会実装に向けた体制を研究課題内に構築し、社会実装に向けた取り組みを行うことが期待される。

また、若手・女性研究者の登用等により、人材育成を図ることが期待される。

さらに、管理法人と協力して本事業で開発されたアプリケーションの普及、啓発活動、新規ユーザの開拓・拡大、成果についてのホームページでの公開、国際学会等への出展等、広報普及・アウトリーチ活動を行うことが期待される。

成果発表のプレスリリースやシンポジウム開催等、個別課題からの情報発信については、管理法人に事前に共有し、必要に応じ修正等の助言を受けた上で協力して広報を行う。またその際は6. (15) も踏まえ、本事業の支援を受けた成果であることを明記すること。

(5) 自己評価指標

申請者は、(3) 対象とする領域及び(4) 広報普及・アウトリーチを踏まえ、以下の項目を参考に、本事業によって達成すべき目標を自己評価するための客観的な指標を審査の観点ごとに定量的に1つ以上設定することとする。ただし、定量的な指標を設定することが困難な場合は定性的な指標を設定することとする。

○指標設定の考え方（例）

【審査の観点：社会的・国家的見地から高い意義があるか】

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策、研究開発のDX（AI、データサイエンスの活用等を含む）、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる社会構築への貢献を評価する指標

【審査の観点：世界を先導する成果の創出が期待できるか】

- ・超大規模並列計算、膨大な組み合わせや多様・複雑な条件下でのシミュレーション、大量データ処理・ビッグデータ解析等によりもたらされる、科学的なブレークスルーや我が国の産業・経済への波及効果を評価する指標
- ・新たなアプリケーションの開発を評価する指標
- ・シミュレーションとデータ科学との融合を評価する指標
- ・システムの特性を最大限に活用した計算を評価する指標（計算規模、同時実行計算件数等）
- ・計算科学・計算機科学の発展への貢献を評価する指標
- ・本事業で開発したアプリケーションやシミュレーション結果、データ解析結果の公開や共有等による成果の下方展開・横展開を評価する指標

【審査の観点：広報普及・アウトリーチ・社会実装・人材育成】

- ・成果の社会への還元、社会実装による貢献を評価する指標
- ・広報普及・アウトリーチ・社会実装を評価する指標
- ・計算科学分野における女性・若手研究者の育成等の人材育成、分野振興を評価する指標

（６）採択予定件数

（３）に掲げた各領域で最大１件、全体で３件程度とする。

（７）実施期間

原則５か年以内とする。

なお、毎年度交付申請の手続きを行う必要がある。

（８）重複申請の制限

本事業への申請について、

- ・代表機関が複数の異なる課題を申請することは妨げない。
- ・研究開発課題責任者は令和２年度から実施している本事業の既存の課題も含めて、複数の異なる課題の研究開発課題責任者になることはできない。
- ・令和２年度に採択された研究開発課題責任者が、現在採択されている課題を辞退して令和３年度の公募に応募することは原則として認めない。
- ・領域総括は研究開発課題責任者となることはできない。
- ・令和２年度から実施している本事業の既存の課題の事業内容と重複・類似する内容は採択の対象とならない。

(９) 実施予定額

本事業の実施に必要な経費の一部について、補助金として、代表機関に交付する。

令和３年度における補助金の上限額は、年額50百万円程度（間接経費を含む。）とする。なお、令和４年度以降の補助金の上限額については、各年度の予算額等を踏まえ変更することがある。

(10) 補助対象経費

本事業の実施に必要な以下に掲げる費用を補助対象経費とする。

費目			
	大項目	中項目	
直接経費	物品費	設備備品費	補助事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。
		消耗品費	補助事業の実施に直接要した以下に例示する資材、物品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ・ソフトウェア（バージョンアップを含む） ・図書・書籍（年間購読料を含む） ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品

			等
	人件費・謝金	人件費	補助事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究開発課題責任者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 補助事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 ※人件費の算出にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。
		謝金	補助事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 ※謝金の算出にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。
	旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ① 補助事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移

			動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ② 上記①以外の補助事業への協力者に支払う、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③ 外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④ 研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 ※旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 ※旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 ※「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。
	その他	外注費	外注に関わる以下の経費 補助事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・ 機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・ 実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・ 通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等
		印刷製本費	補助事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・ チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等

		会議費	補助事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 等
		通信運搬費	補助事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等
		光熱水料	補助事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
		その他（諸経費）	上記の各項目以外に、補助事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等）

			・ 特許関連経費 ・ 薬事相談費 ・ 薬品・廃材等処理代 ・ 書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・ レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） ・ 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）※¹等
	間接経費		補助事業の実施に間接的に必要となるものにかかる経費（直接経費の30%に当たる額）

※¹ 「研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙5を参照。

（11）補助金に係る留意事項

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行うこと。補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降についても補助金を交付しないことがある。

なお、事業の進捗に伴い、事業計画の変更、研究に関する諸条件の変更、気象の影響及び資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

（12）報告書及び評価

代表機関は、毎年度、研究開発等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成、5月末までに文部科学省に報告すること。

また、事業中間年度及び事業終了後に、それぞれ中間評価及び事後評価を実施することとする。各評価は、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査により実施する。なお、中間評価による評価結果を踏まえ、事業計画書の変更を求めることがある。

3. 審査の方法

(1) 審査体制

本事業の申請に係る審査は、文部科学省において開催される委員会（以下、「審査会」という。）において実施することとし、審査会は、申請内容について、(2) 審査方法により審査を行い、採択課題候補を選定することとする。文部科学省は、審査会の審査結果を踏まえ、採択課題を決定することとする。なお申請課題と利害関係のある委員は審査に加わらないこととする。利害関係の範囲は以下のとおりとする。

- i. 申請課題に参画している者（研究開発課題責任者及び研究費の分担を受けて参加しようとする者。以下、「研究参画者」という。）
- ii. 申請課題の研究参画者と親族関係にある者
- iii. 利害関係を有すると自ら判断する者
- iv. 以下に該当する者
 - ・ 申請課題に参画する機関の代表権を有する者、又は長を務める者
 - ・ 申請課題の研究参画者が所属する組織（大学、独立行政法人等の研究機関において同一の学部、研究科、研究所等、又は同一の企業）に所属する者
- v. 審査会において、審査に加わらないことが適当であると判断された者

(2) 審査方法

審査会の委員（以下、「委員」という。）は、代表機関からの申請書に基づき、(3) 審査の観点から書面審査及び必要に応じて非公開のヒアリング審査を行うこととする。ヒアリング審査においては、代表機関がプレゼンテーションを行うこととする。委員は審査に必要な場合、代表機関に対し資料の追加提出を求めることができる。

書面審査及び、必要に応じヒアリング審査の結果に基づき、委員の合議により審査会が採択課題候補を選定することとする。なお、審査会は、書面審査の結果に基づき、委員の合議によりヒアリング審査を行わず採択課題候補を選定することができる。また、審査会は申請書の修正等を条件として採択課題候補を選定することができる。

文部科学省は、審査会の審査結果を尊重し、採択課題を決定することとする。

(3) 審査の観点

書面審査及びヒアリング審査は、以下に掲げる（ア）から（エ）までの

評価項目について行い、総合的に評価することとする。

(ア) 取組の内容に関する評価

(i) 社会的・国家的見地から高い意義があるか

- ① 我が国を取り巻く社会的・科学的課題の解決に貢献できること。
 - 政府の研究計画に位置付けられていること、具体的な行政ニーズがあること又は既存の研究開発プロジェクトとの連携が期待できること
 - 我が国が国際貢献を求められていること
 - 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に果たす役割や位置づけが明確であること、又は、研究開発のDX、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる社会構築への貢献において具体的にどのような成果が期待できるか等が明確化されていること等

(ii) 世界を先導する成果の創出が期待できるか

- ① 科学的なブレークスルーや我が国の産業・経済への波及効果が期待されること。
 - 5年程度先の中期的目標を定めつつ、10-20年程度先の社会や学術を見据えた先駆的・挑戦的なものであること
 - 産業界のみで取り組むことができない先端的な研究等、産業界の将来の可能性を切り開く革新的な成果の創出が期待できること（該当課題のみ）
 - 直接的なアウトプット成果に加え、アウトカム成果として、我が国の産業競争力の強化や経済への波及効果、科学技術のプレゼンス向上が期待できること
 - 世界をリードする新たな科学的な成果が期待できること 等
- ② 成果創出に向けて、計算科学者や理論科学者に加え、計算機科学者、応用数学者、社会科学者、実験・観測科学者、産業界や自治体等の関係者等が連携・協調した開発体制を構築できる見通しがあること。
 - 現実社会のより緻密・統合的なモデル化やリアルタイムデータ等、実データによる検証を通じ、社会実装／社会への還元を意識した成果が創出できること
 - 計算結果を産業界も含めた幅広いユーザが活用できるよう、メタデータの整備も含め、データの蓄積と提供を組織的に行うと

ともに、研究機関等で収集される実験データも含めた利活用が期待できること

- 産業界との連携により製品開発を抜本的に変革し、産業界が使いやすい革新的な製品設計技術が創出できること（該当課題のみ）
- 今後ますます重要性が増すと考えられるビッグデータ解析や最先端大型実験施設との連携／最新観測データの利活用により、新しい科学や科学的ブレークスルーが創出できること
- これまでの計算科学にはない新たな研究分野の創出・振興が期待されること 等

(iii) 「富岳」の戦略的な活用が期待できる課題か

- ① 「富岳」により初めて可能となる計算・データ解析であること。
 - 実験で確かめることが困難な現象（危険すぎる、小さすぎる・大きすぎる、費用がかかりすぎる）等、計算科学・シミュレーションに対する期待・ニーズが明確であること
 - より精密・広域・長時間のシミュレーション（超大規模並列シミュレーション）によりブレークスルーが期待できること
 - 膨大な組み合わせや多様・複雑な条件下でのシミュレーション（大規模アンサンブルシミュレーション、パラメトリックスタディ等）により新たな知見の獲得が期待できること
 - 大量データ処理・ビッグデータ解析や「富岳」の特性を生かした計算・データ解析により新たな研究・開発の展開が期待できること
 - 特に、データサイエンスやAIとシミュレーションの融合等、新たなスーパーコンピュータの活用を重視する。
- ② 俯瞰的にみて「富岳」の十分な活用が期待できること。
 - 取り組むべき課題を俯瞰した場合、当該課題を構成する個別研究開発要素の具体的な内容や研究開発要素間の関係、周辺領域への波及効果、計算科学・シミュレーションの果たす役割や位置づけが明確化されていること
 - 「富岳」により初めて可能となる超大規模計算・データ解析により構築された新しい理論やモデルが展開され、より小規模で行われる計算科学・シミュレーションの実施に貢献するなど、一般的な手法の確立・高度化に結びつくこと 等
- ③ 「富岳」の利用による投資効果が明確であること。

- 「富岳」以外の計算機を用いた場合に何がどこまでできて何ができないか、また「富岳」を用いた場合にどの程度の処理量・処理時間でどのような成果が期待できるか等が明確化されていること 等

(イ) 広報普及・アウトリーチ・社会実装・人材育成に関する評価

- ・ 2. (4) 広報普及・アウトリーチに掲げるユーザの開拓・拡大を図ることに資するか。
- ・ (該当課題のみ) 社会実装に向けた体制が構築・取組が計画されているか。
- ・ 計算科学分野における女性・若手研究者の育成等の人材育成、分野振興に資する取組が計画されているか

(ウ) 評価指標に関する評価

- ・ 2. (5) 評価指標に掲げる評価指標が適切に設定されているか。

(エ) その他の申請に関する評価

- ・ 実施体制について、代表機関及び協力機関（以下、「研究機関」という。）の役割が明確かつ妥当であるか。また、業務管理を適切に遂行できる体制か。
- ・ 研究の裾野拡大のため、本事業への研究者の新規参入、若手・女性研究者登用を重視する。
- ・ 所要経費の内容が妥当であるか。

(4) 選定結果の通知

全ての審査終了後、申請者に採択の可否を通知する。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられない。

採択に当たっては、研究開発の内容、事業期間、事業に要する経費又は実施体制等に関し、条件を付すことがある。

採択の決定後、文部科学省ウェブページへの掲載等により、委員等についての情報を公開する。

(5) 交付手続等

課題の実施に際しては、文部科学省が定める「高性能汎用計算機高度利用事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）等に則り、補

助金交付に係る諸手続が必要となる。

補助金の交付に当たっては、課題計画の所要経費の積算等を提出することとなるが、補助額は課題計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(6) 交付決定の変更

文部科学省が定める交付要綱第6条第1項に定める交付決定通知書に明示した事項を変更する必要がある場合は、代表機関の長は遅滞なく文部科学省に報告すること。文部科学省は、必要に応じ、文部科学省において開催される委員会において意見を聞き、変更を承認する。

また、上記以外の事項についても開発スケジュール等に変更が生じた場合は、代表機関の長は遅滞なく文部科学省に報告すること。

4. 申請の方法

(1) 申請書類

- ・ 様式 1 から 6 まで及び提出書類チェックシート

本事業の申請書類様式 1 から 6 については、以下の文部科学省ウェブページの公募情報、e-Rad¹のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）又は支援業務受託機関のウェブページより申請書類をダウンロードすること。

○文部科学省ウェブページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00121.html

○ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

○支援業務受託機関のウェブページ

<http://www.rist.or.jp/sc/koubo/koubor03-1.html>

(2) 申請方法

e-Radを用いて申請することとする。e-Radについては5. e-Radの利用方法を参照すること。

(3) 申請期間

- ・ 令和3年4月9日（金）から6月9日（水） 10：00（期限厳守）
- ・ 提出期限を過ぎて行われた申請については理由の如何を問わず一切受け付けないので注意すること。

(4) 留意事項

- ・ 申請書類は、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載することとする。また、申請書類の様式を守ること。
- ・ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともある。な

お、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った研究機関又は責任者について、一定期間本事業への参加を制限する（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合がある。）。

- ・ 選定された代表機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行う。
- ・ 本事業に申請する取組が、他の事業の委託費あるいは補助金等による経費の措置を受けている場合は、本事業に申請することはできないため、申請に当たっては、他の経費の措置を受けて実施している取組と十分整理した上で申請すること。

（５）公募説明会

本事業の内容、申請の手続き等についての説明会を以下のとおり実施する。

日時：令和３年４月19日（月） 11：00～12：00（10：30開場）

会場：オンライン開催

参加希望者は、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載の上、４月15日（木）17時までに申し込むこと。その際、件名を「富岳成果創出加速プログラム公募説明会申込」とすること。

なお、本事業への申請に当たり、本説明会への参加は必須ではない。

宛先：hpci-con@mext.go.jp

件名：「富岳成果創出加速プログラム公募説明会申込」

5. e-Radの利用方法

(1) 事前登録

e-Radの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となる。

(ア) 研究機関の登録

本事業の申請時までには、e-Radに研究機関が登録されていることが必要となる。研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決め、ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行うこと。登録まで日数を要する場合があるので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行うこと。

ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

(イ) 研究者情報の登録

本事業の申請時までには、研究機関は、研究機関の代表者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得すること。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照すること。

(2) 申請

e-Radでの申請に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。また、以下の事項に留意すること。

<留意事項>

- ・ アップロードできる申請様式は1ファイルで最大容量は10MBとすること。上限値を超える場合は7. 問合せ先の支援業務受託機関に問い合わせること。
- ・ 申請様式は、PDF形式でアップロードすること（e-Radでは、PDF変換機能や、お使いのパソコンへダウンロードして使用するPDF変換ソフトを利用することができる。これらの機能・ソフトの使用は必須ではないが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、研究者用

マニュアルを参照すること。）。

- ・ 代表機関からの承認が必要な申請課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができる。
- ・ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。
提出締切日時までに、これらのステータスにならなかった場合は、
7. 問合せ先の支援業務受託機関まで問合せること。
- ・ 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び申請書類の記載要領を熟読のうえ、注意して記入すること（申請書類のフォーマットは変更しないこと。）。なお、申請書類の差替えは行わない。また、申請書類の返却は行わないので、研究機関において保管すること。

（３）操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすること。利用規約に同意の上、申請すること。

（４）e-Radの操作方法に関する問合せ先

e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Radヘルプデスクにて受け付けている。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせること。

事業そのものに関する問い合わせは、7. 問合せ先の文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室に問い合わせること。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切応じられない。

○e-Radヘルプデスク

ナビダイヤル：0570-066-877

9:00～18:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

（５）利用可能時間帯

e-Radは、原則として24時間365日稼働しているが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがある。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにて告知する。

(6) e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（事業名、課題名、代表機関名、研究開発課題責任者、予算額及び実施期間等）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱う。これらの情報については、採択後、適宜文部科学省等のウェブページにおいて公開する予定である。

(7) 内閣府への情報提供

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしている。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radへ入力すること。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

(8) 研究者情報のresearchmapへの登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することができる。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる。

researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているので、本事業の実施者は、researchmapに登録すること。

6. 留意事項

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下、「競争的資金等」という。))が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがある。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではないが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

○ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがある。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。(別紙1)

○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供
不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合がある。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合がある。

(2) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応する。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降についても補助金を交付しないことがある。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下、「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

(※１)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※２)「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ ³ (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から※ ⁴)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※３) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※４) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年

度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表する。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のURLを参照。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(3) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となる。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを参照。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/>

(4) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

(5) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているので、経費の取扱については別紙2の府省共通経費取扱区分表を参照。

現在、「統合イノベーション戦略2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められている。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出すること

を可能としている。研究代表者の人件費を支出する場合には別紙4において、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には別紙5においても必要な要件や手続の方法を定めているので、確認すること。

（6）費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としている。

（7）年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応している。

（i）研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

（ii）会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。

（iii）研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

（8）研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められている。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められている。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組むこと。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意すること。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進すること。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会（H27.11.25）]

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」 https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

f

（９）博士課程学生の処遇の改善について

第５期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月23日総合科学技

術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされている。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行うこと。

（留意点）

- ・生活費相当額の給与水準（年額180～240万円程度）について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額180万～240万円としている。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示している。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に

公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断すること。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。

(10) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されている。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、本事業の研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めること。

(11) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能である。詳しくは別紙6を参照。

(12) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められている。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いする。

また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

(13) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下、「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止

や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは下記を参照。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(14) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)(別紙3)においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、

「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められている。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むこと。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

(15) 論文謝辞等における体系的番号、利用計算機資源の記載について

本事業における研究成果の論文等の成果公開にあたり、研究資金（課題ごとに割り当てるJPMXP10で始まる15桁の体系的番号を含む）、利用計算機資源の謝辞について下記のルールを参考に記載すること（体系的番号がJPMXP1020210123の場合を例示）。なお、大学基盤センター等の計算機の記載については、各センターで別途ルールが定まっている場合には、そのルールに準拠して記載すればよいものとする。

（日本語の例）

本研究は、文部科学省「富岳」成果創出加速プログラム「●●●」

（JPMXP1020210123）の一環として実施されたものです。また、本研究の一部は、（スーパーコンピュータ「富岳」／〇〇大学が提供するスーパーコンピュータ××）の計算資源の提供を受け、実施しました。

（英語の例）

This work was supported by MEXT as “Program for Promoting Researches on the Supercomputer Fugaku” (●●●; Grant Number JPMXP1020210123) and used computational resources of

(supercomputer Fugaku provided by the RIKEN Center for Computational Science / ×× provided by ○○)

(16) 帳簿や証拠書類の電磁的記録による保管について

研究機関における帳簿や証拠書類の保管に当たっては、当該帳簿や証拠書類が研究機関における規定により原本証明を付して電磁的記録で保管することとなっている場合は、電磁的記録による保管も可能とする。

(17) 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めて連絡する。

(18) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備

本事業への申請、研究活動の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(19) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

本事業の申請に当たり、研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要となる（チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。）。

このため、下記文部科学省ウェブページの様式に基づいて、交付決定時までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要となる。ただし、令和3年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記ウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※ 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるため、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをすること（登録には通常2週間程度を要するので十分注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ウェブページを参照すること。）。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を務めること。

(20) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日

文部科学大臣決定）※を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(21) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業への申請に当たり、研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下、「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要となる（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。）。

このため、下記ウェブページの様式に基づいて、交付決定時までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Radを利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要となる。ただし、令和3年4月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※ 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるので、十分に注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブページを参照すること。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(22) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、標記ガイドラインに基づき、以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降についても補助金を交付しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、特定不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下、「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下、「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、応募及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 （不正が認定された年度の翌年度から）
特定不正行為	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年

に 関 与 し た 者	2. 特定不正 行為があった 研究に係る論 文等の著者	当該論文等の 責任を負う著 者 (監修責任 者、代表執筆 者又はこれら のものと同等 の責任を負う と認定された もの)	当該分野の研究 の進展への影響 や社会的影響が 大きく、又は行 為の悪質性が高 いと判断される もの	5～7年
			当該分野の研究 の進展への影響 や社会的影響が 小さく、又は行 為の悪質性が低 いと判断される もの	3～5年
		上記以外の著 者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不 正行為に関与した者			2～3年
	特定不正行為に関与していないもの の、特定不正行為のあった研究に係る 論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれら の者と同等の責任を負うと認定された 者)		当該分野の研究 の進展への影響 や社会的影響が 大きく、又は行 為の悪質性が高 いと判断される もの	2～3年
			当該分野の研究 の進展への影響 や社会的影響が 小さく、又は行 為の悪質性が低 いと判断される もの	1～2年

- (iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、

大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により応募及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置及び配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(23) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、代表機関の長は、本制度への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要となる。なお、以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

〇〇大学長（理事長）

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参加する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

7. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は以下のとおりである。

○事業の内容に関する問合せ

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付 計算科学技術推進室

担当者：太田、西田、早川

E-mail：hpci-con@mext.go.jp

T E L：03-6734-4275

F A X：03-6734-4077

○申請書類の作成・申請に関する問合せ

（支援業務受託機関）

一般財団法人高度情報科学研究機構 研究支援部

担当者：小泉

E-mail：fugaku-koubo@rist.or.jp

T E L：03-6433-0670

F A X：03-6433-0673

8. スケジュール（予定）

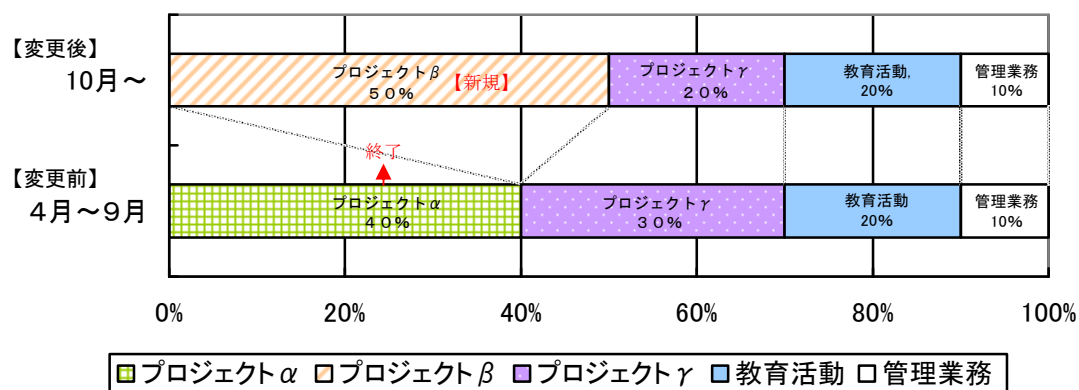
公募開始	令和3年4月9日（金）	
公募説明会	令和3年4月19日（月）	11：00～12：00（10：30開場）
申請締切	令和3年6月9日（水）	10：00
審査等	令和3年6月中・下旬頃	
選定結果通知	令和3年6月末頃	
交付申請等	令和3年7月上・中旬頃	
交付決定	令和3年7月下旬～8月上旬頃	

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」¹を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

¹ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年 7 月 18 日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の 3 種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の 4 項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金分配を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

府省共通経費取扱区分表

参考1

第1版 平成22年12月16日

制度・事業名:「富岳」成果創出加速プログラム

大項目		中項目	中項目の具体的な支出の例示	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。	
		消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等	
	人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。	※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙4をご確認ください。
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。	
	旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴帰任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費) 等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。	
	その他	外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く	
		印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等	
		会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等	
		通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等	
		光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費	
		その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園地借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により『旅費』に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(パイアウト経費) 等	※「研究以外の業務の代行に係る経費(パイアウト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙5をご確認ください。
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。		

* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

「国民との科学・技術対話」の推進について
(基本的取組方針)

平成 22 年 6 月 19 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2（1）③の評価対象の一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。

なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

- ③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。

受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

（事例 1）

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、N A S A で凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

（事例 2）

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

（事例 1）

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたC O P 1 5（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してC O P 1 5の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

（事例 1）

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

（事例 2）

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタin京都―平成22年度産学官連携推進会議―へ参加・出展した。

◎ 日本の研究者数 約 8 3 万 9 千人（2008年度：総務省調）
（内訳）

大学等	約 3 0 万 6 千人
公的機関	約 3 万 2 千人
企業等（NP0含む）	約 5 0 万 1 千人

◎ 競争的資金（8府省） 5 5, 7 1 3 件

1 5 千万円以上

・ 5 千万円以上の件数	1, 4 6 8 件（約 2. 6 %）
・ 上記の研究者数（実数）	1, 3 2 9 人（約 2. 4 %）

2 3 千万円以上

・ 3 千万円以上の件数	2, 4 4 7 件（約 4. 4 %）
・ 上記の研究者数（実数）	2, 1 8 8 人（約 3. 9 %）

3 1 千万円以上

・ 1 千万円以上の件数	7, 2 9 1 件（約 1 3. 1 %）
・ 上記の研究者数（実数）	6, 1 5 9 人（約 1 1. 1 %）

◎ プロジェクト研究資金（7府省） 3, 7 8 0 件

1 1 億円以上 4 6 9 件（約 1 2. 4 %）

2 5 千万円以上 8 3 2 件（約 2 2. 0 %）

3 3 千万円以上 1, 3 3 4 件（約 3 5. 3 %）

※内閣府政府研究開発システム調（平成 2 0 年度）

研究代表者 (PI) の人件費の支出について

研究代表者 (以下「PI」という。) の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (以下「申し合わせ」という。) を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート (研究者の全仕事時間 100% に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合) を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で PI が設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費に PI の人件費 (の一部) を計上することについて、PI 本人が希望していること
- (2) PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【申し合わせ別紙参照】
- (3) PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

4. 申請に係る手続き

- (1) 研究機関は、PI 人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況 (申し合わせ別添様式 1) 及び活用方針 (申し合わせ別添様式 2) を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する (提出先メールアドレスは 6. を参照)。
- (2) PI 及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3) 採択後、PI 及び研究機関は、研究計画書等に PI 人件費を計上する。

5. 執行後の手続き

- (1) PI 及び研究機関は、執行年度の翌年度 5 月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2) 研究機関は、執行年度の翌年度 6 月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式 3）を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する（提出先メールアドレスは 6. を参照）。

6. その他

- (1) 研究代表者（PI）の person 費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.（1）及び 5.（2）で提出が必要な様式は、下記の文科省 HP からダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

- (2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による person 費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

e-mail : kenkyuhi@mext.go.jp

電話 : 03-6734-4014

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm）を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該 PI が研究費の直接経費により PI 人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1. を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

（２）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

（３）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40 歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする)

3. 従事できる業務内容

上記 2 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

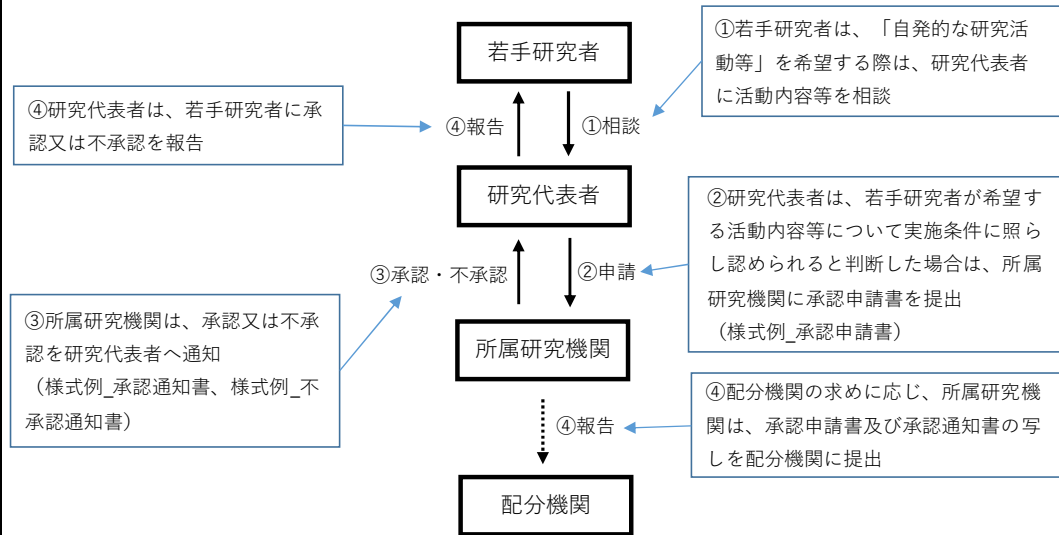
5. 様式例

4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省 HP に掲載しているため、適宜活用いただきたい。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

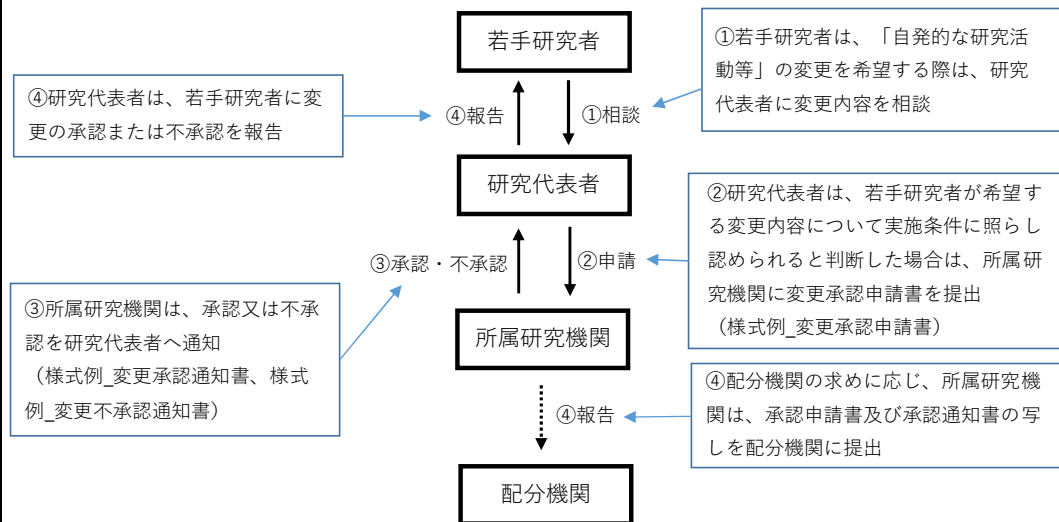
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



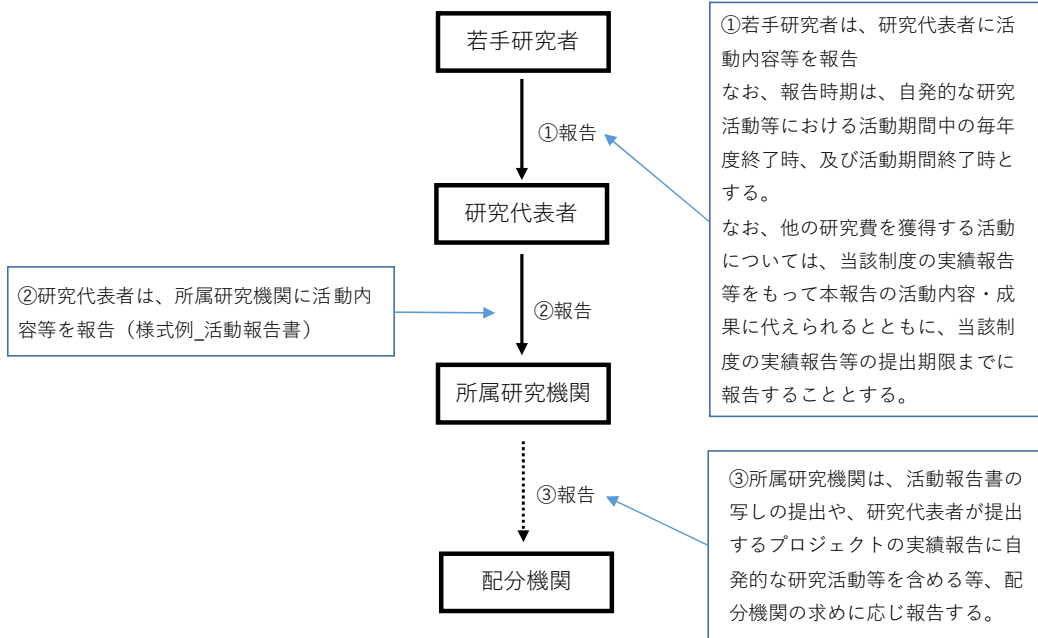
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



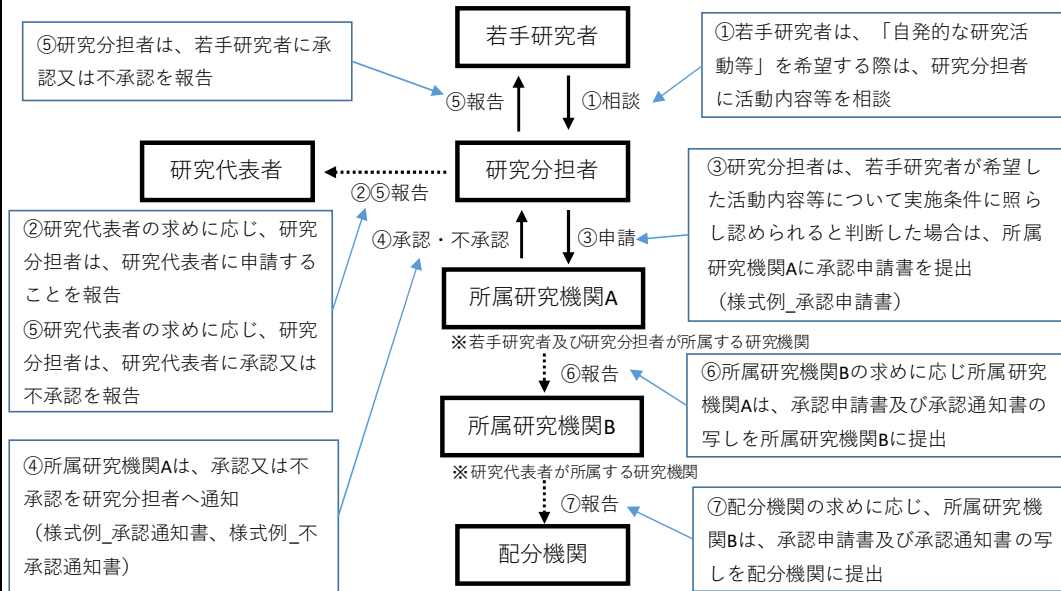
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



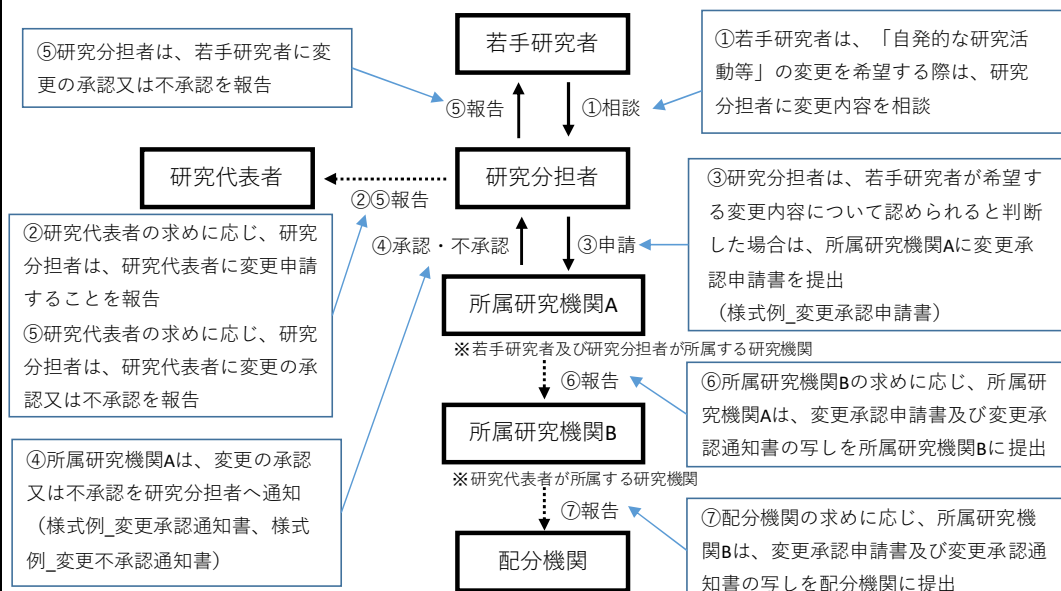
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)

